

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
				問い合わせ先	0568-67-2411	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		鈴木しづ子顕彰会(令和2年度は1団体のみ) ※令和元年度は4団体に交付		代表者名	石田 芳弘	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		—				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上及び交流人口の拡大を図る目的で、継続的に実施する文化芸術事業を支援するため、当該補助金は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		150,000 円	200,000 円	50,000 円	400,000 円	
		(150,000 円)	(200,000 円)	(50,000 円)	(400,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		文学、音楽、美術、写真、演劇、生活文化(茶道、華道、書道)等の文化芸術基本法に掲げる文化芸術に関する「展示会」「講演会」「文芸作品の出版」などの事業				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		160,648 円		
		うち補助事業全体の経費		160,648 円		
		うち補助対象経費		160,648 円		
		補助対象経費の内訳		報償費(選者謝礼等)		70,500 円
				需用費(作品集・賞状印刷代等)		75,937 円
				旅費(選者用)		14,211 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)、上限額50,000円		
		補助限度額		50,000円		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業終了後の実績報告書に基づき、補助額を算出しているため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		犬山市において継続的に実施する文化芸術事業を支援することにより、市の認知度の向上及び交流人口の拡大を図ることができた。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—

※令和2年度の実績に基づき作成しています。